

## ○小松島市建設工事共同企業体取扱要領

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要領は、小松島市の発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体に関する事務の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要領において、「特定建設工事共同企業体」とは、大規模かつ技術的難度の高い工事の安定的な施行を確保するために工事ごとに結成される共同企業体をいう。

### 第2章 特定建設工事共同企業体

#### (対象工事)

第3条 特定建設工事共同企業体の施工対象工事は、次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 設計金額が2億円以上の工事
- (2) 前号に定めるもののほか、工事の規模、性格等により特定建設工事共同企業体により施工することが適当であると認められる工事

#### (結成方式)

第4条 契約権者は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成22年11月15日施行。以下「資格審査要綱」という。）第5条の規定により資格審査を受け、格付けされた者の中から、特定建設工事共同企業体の構成員となりうる者を選定するものとする。

2 前項の規定により選定された者は、示された結成条件等に従い建設工事共同企業体を結成するものとする。ただし、特定建設工事共同企業体の結成を辞退することもできるものとし、辞退した者に対しては建設業者等指名停止等措置要綱による指名停止等を行わないものとする。

#### (構成員の数)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員数は、2又は3とする。ただし、第3条第1項に定める規模を大幅に上回る規模のものであって、多数の工種にわたる等により技術力を結集する必要がある、かつ、円滑な共同施工の確保に支障を生じないと認められるものにあつては、5までとすることができるものとする。

#### (構成員の組み合わせ)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種別の等級区分（小松島市建設工事請負業者選定要綱第3条に定める等級区分をいう。）により、原則として最上位の等級に格付けされている者の組合せであること。ただし、当該工事について、十分な施工能力があると判断される場合は、次位の等級より順次下位の等級を選定し、構成員とすることができる。

(構成員の技術的要件等)

第7条 特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績を有する者であること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、許可を得ての営業年数が3年以上あること。
- (3) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(構成員の出資比率)

第8条 特定建設工事共同企業体の各構成員の出資比率の最小限度は、構成員の数により、次の各号に掲げる比率とする。

- (1) 2者の場合は、30パーセント以上
- (2) 3者の場合は、20パーセント以上
- (3) 4者の場合は、15パーセント以上
- (4) 5者の場合は、10パーセント以上

(代表者の要件)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有する者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であることとする。

(共同企業体の協定書)

第10条 特定建設工事共同企業体の協定書は、特定建設工事共同企業体協定書によるものとする。ただし、特に必要があると認められる場合は、協定書の一部を変更して使用することができるものとする。

(工事名等の通知)

第11条 契約担当者は、第4条の規定により構成員となりうる者を選定したときは、その者に対して、次の各号に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 当該工事名及び特定建設工事共同企業体を入札に参加させる工事であること。
- (2) 工事内容等に関する説明会(以下「説明会」という。)の日時及び場所
- (3) 説明会に参加しない場合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないこと。
- (4) その他必要な事項

(説明会)

第12条 契約権者は、説明会において次の各号に掲げる事項を説明するものとする。

- (1) 工事内容
- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書の受付期間及び場所
- (3) 特定建設工事共同企業体の結成条件
- (4) 特定建設工事共同企業体の存続期間
- (5) その他必要な事項

### 第3章 一般競争入札参加資格申請及び格付の決定

#### (資格審査の申請)

第13条 特定建設工事共同企業体は、それぞれ次の各号に掲げる書類により資格審査を申請しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格審査申請書
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書
- (3) 委任状
- (4) 使用印鑑届
- (5) 構成員一覧表
- (6) その他指定された事項

#### (資格審査及び格付けの決定)

第14条 契約権者は、前条の規定により申請があったときは、構成員全員について適格性を審査し、資格審査要綱第5条第1項の規定により格付けを決定するものとする。ただし、同項の規定により格付けを行うことが適切でない認められるときは、他の方法により格付けを行うことができるものとする。

### 第4章 入札及び契約の締結

#### (入札)

第15条 入札は、構成員全員が記名押印をした入札書により行うものとする。ただし、一構成員に他の構成員全員が入札の権限を委任した場合は、当該代理人で行うことができるものとする。

#### (契約)

第16条 契約書には、構成員全員が記名押印するものとする。

#### (工事完成保証人)

第17条 共同企業体が請け負う工事にあつては、工事完成保証人は必要ないものとする。ただし、契約担当者が必要と認める場合にはこの限りでない。

#### (共同企業体の存続期間)

第18条 特定建設工事共同企業体の存続期間は、特別な理由のある場合を除いて、第13条の規定により資格審査を申請した日から、当該工事を請け負った特定建設工事共同企業体にあつては、当該工事が完了し、特定建設工事共同企業体の精算が行われるまでとし、その他の特定建設工事共同企業体にあつては、当該工事に係る請負契約が締結されるまでとする。

#### (共同企業体編成表)

第19条 当該工事を請け負った特定建設工事共同企業体は、請負契約締結後、速やかに特定建設工事共同企業体の運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表を提出しなければならない。

(変更の届出)

第20条 特定建設工事共同企業体は、第13条に定める書類及び前条に定める共同企業体編成表の記載事項に変更があったときは、速やかに変更の届出をしなければならない。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。